

報告 2

高田小学校法対策工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年3月3日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和7年6月6日議会において議決された高田小学校法面对策工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 高田小学校法面对策工事
- 2 契約金額 「53,817,500円」を
「56,840,300円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市滑石2丁目6番24号
株式会社 田浦組
代表取締役 福田 敏一
- 4 変更の理由 モルタル吹付工の施工範囲の変更等に伴う増額

令和8年2月16日

長与町長 吉 田 慎

